

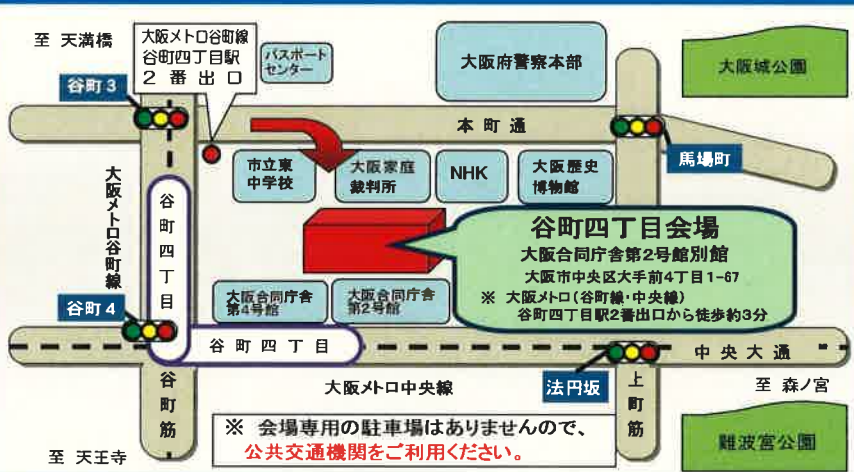
# 天王寺・浪速・東成・阿倍野・東・南税務署の 申告書作成会場は 「谷町四丁目会場」です!

税務署内には、申告書作成会場は開設していません!!

開設期間	相談受付時間	ご案内
平成31年 2月12日(火)～2月15日(金)	9時30分～15時	所得税・個人事業者の消費税の申告書作成会場となります(不動産及び株式等の譲渡所得、贈与税の申告相談は行っていません。)
平成31年 2月18日(月)～3月15日(金)	9時15分～16時	所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告書作成会場です。

- ※ 土・日は開設していません。
- ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 会場の混雑状況により、**早めに受付を終了させていただく場合があります。**
- ※ 会場ではご自分で申告書等の作成やパソコン操作をお願いしております。
- ※ 会場では納税はできませんので、お近くの金融機関をご利用ください。
- ※ 会場では納税証明書の発行は行っていません(税務署で行っています。)

マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示等は、申告書を提出する都度必要です!



## 申告書作成等でご不明な点は まず電話で確認!

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

【申告手続きなどのお問合せ】

最寄りの税務署へお電話を!

※自動音声でご案内しております。



※ 作成済みの申告書等の受付は、郵送又は税務署内の窓口でも行ってまいります。

## 申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

STEP 1 「確定申告書作成コーナー」へアクセス  
[www.keisan.nta.go.jp](http://www.keisan.nta.go.jp)  
作成コーナー

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご覧ください。

STEP 2 申告書を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけ!

STEP 3 申告書を提出

e-Tax で送信すれば、源泉徴収票等の添付書類は提出不要!  
(自宅等で保管する必要があります)

ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出することもできます。

マイナンバーカード方式でe-Tax送信する場合、事前に次のものがが必要です。

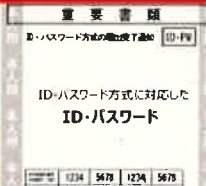
- ・マイナンバーカードなどの電子証明書
- ・ICカードリーダー

### 平成31年1月からマイナンバーカード方式に加えID・パスワード方式の利用が開始されます!

ID・パスワード方式を利用して自宅のパソコンやスマホからe-Taxで送信すれば申告完了!  
(電子証明書・ICカードリーダー不要)  
ID・パスワードの発行を希望される方は、運転免許証などの身元確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

※ 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

ID・パスワード方式の届出完了通知



こちらをお持ちの方は、利用開始届出書の提出はお済みです。

### スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

### ID・パスワード方式

について詳しくはこちらをご覧ください。



# 平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが (2019 年)

## より便利になります

1 今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな… 来年も税務署に行くのが大変だなあ

2 **マイナンバーカード方式!**  
マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!  
ええ そうなんだ!

3 でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…

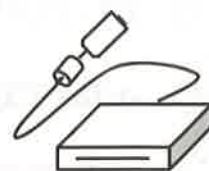
4 **ID・パスワード方式!**  
そういう方でも大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!  
知らなかったよ!

### マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

### ID・パスワード方式

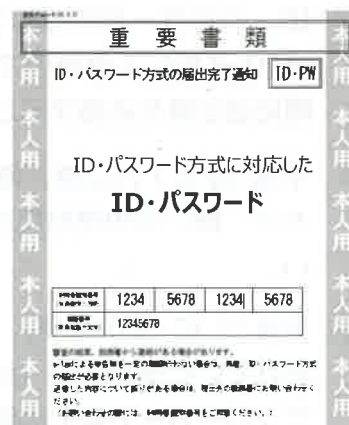
用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した



- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。



ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成 31 年(2019 年) 1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます

平成 31 年（2019 年）1 月から

## いつでもどこでも **スマホ** で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



### スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

### ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**  
(IC カードリーダー不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**  
(自宅で保管する必要があります)
- **申告書の控えは PDF 形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

### ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成 31 年（2019 年）1 月からマイナンバーカードと IC カードリーダーを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成 30 年 1 月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成 31 年（2019 年）1 月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)